

令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要領

1. 船舶及び事業場の自主総点検並びに防止対策の実施

船舶所有者及び船員は、本月間の趣旨を十分認識して、経営トップ自らの指揮監督の下に安全衛生管理責任者及び労務管理責任者並びに船長及び安全担当者、衛生担当者等を中心として、次の事項を実施することとする。

(1) 安全衛生意識の高揚

- ① 安全衛生に関する改善意見、発明、考案等の提案制度を採用し活用する。
- ② 安全衛生に関する企業内表彰を行う。
- ③ 事業場におけるポスター、安全衛生標語、垂幕、立看板等の掲示、掲揚を行う。
- ④ 船舶における緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する。
- ⑤ 安全衛生に係る社内研修等を行う際には実施した研修内容のフォローアップを行う等効果的に実施できるよう努める。
- ⑥ 船員災害防止協会等のホームページに掲載されている健康管理情報を効果的に活用し、疾病予防に関する対策・取組について周知を図る。
- ⑦ 船員災害防止協会が開催する高年齢船員の健康確保に関する講習会及び船員のメンタルヘルス確保とハラスマント防止に関する講習会への参加を推進する。
- ⑧ 令和4年4月より選任が義務付けられた労務管理責任者に対して、船員の労務管理に関する事項を適切に行うために必要な知識の習得及び向上を図るための措置を講じるよう努める。

(2) 災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例等の情報収集・分析

- ① 船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講演会等へ積極的に参加し、災害防止に関するノウハウの修得に努める。
- ② 船員災害防止協会の安全技術指導員及び衛生技術指導員、安全衛生パトロール、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」、「KYTイラスト集(和英訳版)」、「船内におけるヒヤリ・ハット実例集」、国土交通省の「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の進め方～事故の再発・未然防止に向けて～(海運モード編)」、ファックスだより「船員行政ニュース」及び運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」等により災害・海難事例等の情報収集・分析に努める。
- ③ 船内向け自主改善活動（以下「WIB」という。）等の導入により安全衛生管理体制を構築するように努める。
- ④ 化学物質等安全データシート（SDS）を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱い上の留意点に関する情報を船員に周知し、暴露限界値（TLV）が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備えるなど、安全管理の周知徹底に努める。

(3) 安全衛生対策の推進

- ① 安全衛生教育の実施、作業手順の確認、船員労働安全衛生規則、船員災害防止計画及び酸素欠乏の防止のための遵守事項等により安全基準、衛生基準及び作業基準（以下「安全基準等」という。）の徹底に取り組む。

また、作業用救命衣等の保護具の使用、丈夫な舷てい又は歩み板の使用等乗下船時における海中転落防止を徹底する。

- ② 修得した災害防止に関するノウハウや収集した災害・海難事例の分析を踏まえ、安全衛生教育や作業手順の内容を点検・改善するとともに、自主的な安全基準等を作成する。

また、K Y T（危険予知訓練）・K Y K（危険予知活動）の導入・活用、船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いて安全基準等を点検・改善する活動を推進する。

- ③ 若年船員に対しては、船長をはじめとする熟練船員が上記訓練・活動による教育を積極的に推進するとともに、中堅船員に対する再教育及び高年齢船員に多い災害事例に対応した教育を推進する。

- ④ 生活習慣病、メタボリックシンドローム、S A S（睡眠時無呼吸症候群）等を中心とした健康教育の徹底、定期的・継続的な健康診断の受診、無料健康相談、訪船診療及び保健指導等の利用を推進する。

なお、船舶所有者においては、船員の健康検査の結果を生活習慣病のリスクがある船員に対する特定保健指導の実施に繋げられるよう、全国健康保険協会への健康証明書の写しの提供に努めることとする。

また、粉じん作業による健康被害に関する知識の周知、船内における粉じん作業による健康被害の予防の促進を図る。

- ⑤ 職場におけるハラスメントを防止するため、ハラスメント防止対策制度の理解を深めるとともに、相談窓口の設置、社内研修の実施等のハラスメント防止対策に適切に取り組む。

- ⑥ 船員に対するストレスチェック制度が令和5年4月より施行されたことを踏まえ、船員のメンタルヘルスを確保するため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（厚生労働省）を参考に、一般財団法人海技振興センター作成の「船員のメンタルヘルス確保のための手引き」等を活用したストレスチェックの実施等によるセルフケア、船長及び衛生担当者等の管理監督者によるラインケア並びに労務管理責任者等の人事労務スタッフ等によるケア及び外部サービスの活用によるケアの実施に努める。

- ⑦ 疲労及びストレスの蓄積等がヒューマンエラーによる海難事故、死傷災害や脳・心臓等の疾病の発生要因となる場合もあることから、海難事故、死傷災害・疾病的発生を予防するため、労務管理責任者による適正な労務管理の実施等を通じて、労働時間規制の遵守や休息時間の適正な確保を図り、長時間労働を抑制するとともに、船員の健康状態を把握し、船員の就労状態の改善等を行う。

- ⑧ 新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス、ノロウイルス及びその他各種の感染症の予防対策を徹底する。それぞれの感染症に応じた感染予防対策を講ずるとともに、うがい、手洗い、アルコール消毒等を励行する。
- ⑨ 年1回以上義務付けられた水質検査や、月1回の残留塩素検査、保管状況・保管量の検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換等適切な水質管理を徹底する。
- ⑩ 船員災害防止協会発行の「船内の食事管理（和英、M L C準拠）」等を活用して、調理を行う上で必要な知識、衛生上必要な措置の実施を徹底する。
また、同協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために）」及び国土交通省発行の「船内供食改善ガイドライン」等を活用して、船員の健康管理意識を増進するほか、栄養バランスが確保され、疾病予防に貢献するとともに、船内生活の魅力につながる多様なメニューを供食できるよう努める。
- ⑪ 船内環境の改善のため、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整理整頓や作業場の清掃等の作業環境の整備に努めるとともに、居住区域内も整理整頓・清掃等を行う。また、月1回を目処に、船内環境の検査を行い、その結果及び改善内容の記録を残すようにする。
- ⑫ 高年齢船員には、体力測定等を行い現在の体力や筋力の状況を把握する他、無料健康相談や訪船指導等を活用して健康状態を把握し、必要に応じてその特性に配慮した適切な船内労働体制を構築するよう指導する。

（4）海難の発生に伴う死傷災害の抑制

- ① 操練の実施や生存対策講習会（サバイバルトレーニング）の受講を推進する。
- ② 船舶火災を防止するため船舶設備等の保守・整備等を徹底する。
- ③ 漁船については、操業形態に合わせて、安全操業ができるような安全上の措置、責任分担等の明確化を図るとともに、海難に対する危険意識を持ち、ヘルメット・作業用救命衣の着用、荒天時における操業中止、作業時の適切な看視員の配置等船舶の航行の安全に関する安全管理体制の再確認を徹底する。

2. 安全衛生に関する訪船指導

協賛者は、関係者の協力を得て、各地域又は業種の実態に応じて指導すべき船舶を選定の上、安全指導班及び衛生指導班を編成し、次の事項について訪船指導を行うとともに、各地域の実情を踏まえて、これら訪船結果に基づき船舶所有者（事業場）に対する訪問指導についても取り組む。

特に、その際、多様な船種への訪船に努めるほか、中小船舶所有者の所有する船舶及び事業場への指導を強化する。

なお、訪船指導に当たっては、各地域の実情、漁期、出入港スケジュール等を踏まえ、船舶所有者、漁業協同組合、荷主・オペレーター等の関係者と事前に日程調整する等、効率的に訪船できるよう工夫する。

(1) 安全指導班・衛生指導班の共通指導内容

- ① 船舶所有者に対して災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例等の情報収集・分析及びこれらを活用した安全衛生教育を実施するよう指導とともに、安全衛生に係る社内研修などを行う際には、実施した研修内容のフォローアップを行う等効果的に実施するよう指導する。
- ② 緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する等安全意識の高揚を図るよう指導する。
- ③ 船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検し、船員労働安全衛生規則における安全基準等の手順書の遵守を徹底する。
- ④ 船舶毎に船内の安全衛生に関する計画を作成・実施すること及び船員が常時5人以上である船舶は、船内安全衛生委員会を設置し、船内での安全衛生環境の維持向上のために船内における安全管理及び衛生管理等のための基本的事項や、災害疾病の原因特定及び再発防止に向けた取組について調査・審議させ、その内容を受けて措置を講ずる体制を整備するよう指導する。
- ⑤ 若年・中堅船員に対して船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝授に加え、チェックリストを用いた安全基準等の点検・改善等、安全衛生管理手法を通じた教育について指導する。
- ⑥ 船員災害防止協会発行の海中転落予防及び高年齢船員の死傷災害・疾病防止対策等のリーフレットを配布し、安全及び衛生に対する意識を高める。
- ⑦ 混乗船に対しては、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める他、特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底等の安全衛生対策について指導を行う。
- ⑧ 船内の作業環境及び居住環境について、定期的（月1回程度）に良好な状態が維持されているか確認し、記録し、改善措置をとる体制を構築するように指導する。
- ⑨ 船内の安全衛生活動について、船長等が指揮を執り、船員災害防止実施計画等を活用した船舶毎の安全衛生計画の策定や、船内労働安全衛生マネジメントシステム、ISMコードによるマネジメントシステム等を活用するとともに、中小船舶所有者においても、WIB等の導入により安全衛生管理体制を構築するように指導する。
- ⑩ 適正な労働時間の遵守及び休息時間の確保により、長時間労働による疲労やストレスの蓄積が発生要因となる船員災害の防止を図るように指導する。

(2) 安全指導班の指導内容

安全指導班は、協賛者等の協力の下に、次の事項について指導を行う。その際、船員災害防止協会が作成した「安全衛生チェックリスト」等の積極的な活用に努める。

- ① 「転倒」、「はざまれ」、「墜落・転落」及び「動作の反動・無理な動作」による災害を防止するため、船内設備の保守・整備、危険箇所への表示・標識の設

置、作業方法等について再検討し、その防止対策の指導を行う。

さらに、一般船舶については、整備・管理作業について、漁船については、漁ろう作業について、安全確保に関する周知・啓発を行う。

- ② タンク内等有害な気体が発散する場所や酸素が欠乏するおそれのある場所で作業を行う場合には、有害物等による中毒や酸欠を防止するため、開始前及び作業中の30分に1回以上の酸素濃度計測及び有害物の検知や必要に応じた換気の実施、保護具の着用の徹底、作業場所と外部の連絡のための看護員の配置など基本的な安全対策の指導を行う。
- ③ 「海中転落」による死亡災害を防止するため、船内設備の保守・整備、作業方法等の再検討、作業用救命衣の着用に向け個人の安全意識の向上を図るWIBの導入を推進する等、その防止対策の指導を行う。
また、舷てい又は歩み板については、適切な使用の厳守、確実な取り付け、安全上丈夫な構造及び損傷、変形又は腐食等による問題がない状態とするよう指導を行う。
この他、停泊中は、呼び笛と木づちを付けた救命浮環を夜間照明を備えた舷てい付近の水面までつるす、不要な一人行動を慎む、上陸・帰船時には同僚に声をかけるなどの対策について、周知徹底する。
- ④ クレーン等の荷役設備の保守・整備、作業方法等を再検討するよう指導を行う。特に、設備の損傷、変形又は腐食等による問題がない状態とするよう指導を行う。
- ⑤ ベテラン船員の慣れからくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。
- ⑥ 死傷災害を未然に防ぐため、KYT・KYKの導入・活用、船内安全衛生委員会によるチェックリストを用いた安全基準等の点検を行うとともに、新たに見出された危険箇所のチェックリストへの取り込みを行うよう指導することにより、リスク低減対策を図る。
- ⑦ 上記⑥において見出された危険箇所については、さらに、ヒヤリ・ハット情報と合わせ災害発生の可能性が高い箇所を示すハザードマップの作成により、危険箇所の「見える化」を図り注意を促すとともに、その発生原因についても、特に「人」、「もの」、「管理」の観点から解析を行い、改善を検討し記録に残す。
- ⑧ 特に災害件数の多い「転倒」、「はざまれ」事故については、上記ハザードマップ及び必要に応じた対応マニュアルを作成のうえ、当直引き継ぎの際に確認するなど、「転倒」、「はざまれ」事故の削減にむけた具体的かつ、比較的短期間の目標を定め、事故件数の減少を把握するよう指導を行う。
- ⑨ 海難による死亡災害を防止するため、運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策、船舶自動識別装置(AIS)の導入を推進するとともに、最新の気象情報の収集を行うよう指導する。

(3) 衛生指導班の指導内容

衛生指導班は、検疫所、保健所、(公社)日本海員掖済会、(一財)船員保険会等の協力の下に、次に掲げる事項について指導を行う。その際、生活習慣病予防のための日常生活のガイドライン、自己診断チェックリスト等の資料配付、船員災害防止協会発行の「船でつくる四季のメニュー(あなたの健康をまもるために)」、「からだにやさしい健康レシピ(生活習慣病・メタボ対策)」、「船内の食事管理(和英、M L C 準拠)」の積極的な活用に努める。

① 生活習慣病、メタボリックシンドローム、S A Sに関する健康教育、健康診断の定期的、継続的な受診を徹底し、令和5年4月より施行された健康診断結果の船舶所有者への提出等を通じて、船員の健康状態を継続的かつ的確に把握し、作業環境の整備や適正配置を行う等適切な健康管理対策を推進する。特に次の項目については重点的に実施する。

イ 生活習慣病及びメタボリックシンドロームに関しては、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等による予防対策の推進を図る。

特に生活習慣病で最も多い高血圧については、治療の必要性を確認させ、薬を使わない治療・予防について指導する。

ロ S A Sについては、自己チェックや専門医の診断について指導を行う。

② 船内におけるメンタルヘルスの必要性を認識し、船内安全衛生委員会等において自主的にメンタルヘルスケア推進に向けた調査・審議、高ストレス発生の防止対策について実施するよう指導を行う。

また、船員災害防止協会が開催するメンタルヘルスに関する講習会等への参加を推進する。

③ 船内におけるハラスメントの実態を把握し、必要に応じ経営トップ自らの声明を発するなど、会社の方向性のコミットメントについて指導する。

さらに、乗組員管理に責任を持つ者が行う個人面談も実施し、情報の入手に努めるよう指導する。

④ 飲用水の管理については、年1回以上行う水質検査、月1回以上行う残留塩素検査、貯蔵量や保管状況の検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換、塩素剤の投与等適正な水質管理を行うよう指導を行う。

また、各種検査を行ったときは適切に記録・保管をするように指導を行う。

⑤ 調理業務については、当該作業に従事する者に衛生上必要な措置を講じること等について指導を行う。また、当該作業に従事する者に基礎的な知識に関する教育を施すことについて指導を行う。

また、船員災害防止協会発行の「船でつくる四季のメニュー(あなたの健康をまもるために)」等を活用して、栄養バランスが確保され、疾病予防に貢献するとともに、船内生活の魅力につながる多様なメニューを供食できるよう指導する。

⑥ 感染症の対策として、うがい、手洗いの励行や、食材については十分な加熱

処理を行う等の予防対策の指導を行う。

特に新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス等の感染症及びノロウイルス等の食中毒については、予防のための必要な情報の提供、予防対策の指導等を行う。

- ⑦ 高年齢船員については、現在の体力や筋力の状況を把握するために体力測定等を励行する他、健康状態を把握するための無料健康相談を活用するように指導する。

特に高年齢船員に多い「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）については、作業前の準備運動を実施するほか、中腰・前屈み等の姿勢を避けること、作業場所に適切な照明や滑り止めを設置すること等について周知を図る。

- ⑧ 熱中症予防対策については、気象庁等が発表する熱中症関連情報の活用や、定期的な水分・塩分の補給、異常を感じた場合に日陰で休む等の措置を講ずるように指導する。

- ⑨ 医療報告書を備え付け、船内で傷病が発生した場合は、その後の医療機関との連携が取れるように処置や投薬の記録を残すよう指導する。

3. 安全衛生管理体制に関する指導強化

- (1) 協賛者は、関係者の協力を得て、安全衛生管理体制に関する講習会の開催やＫＹＴ等を通じ、船内安全衛生委員会の活性化を図る。特に、中小船舶所有者に対して、一般船舶にあっては荷主、元請オペレーター等、また、漁船にあっては地域又は業種単位で既存の協議会の下に船員災害防止のための組織等の設置の促進を図るとともに、その趣旨の周知を図る。
- (2) 船舶所有者、そのグループ、地区、業種等を対象として、第12次船員災害防止基本計画及び令和5年度船員災害防止実施計画の内容につき積極的な啓発を行うとともに、当該船舶所有者に係る船員災害発生状況、その他の個別具体的な状況を考慮した独自の船員災害防止対策の作成について指導を行う。
- (3) 船舶所有者による指導については、船員災害防止協会発行の安全衛生に関する資料（ＤＶＤ等）を活用した少人数サークルでの活動等により、安全衛生活動に対する参加意識をもたせ、目標達成感を得られるようにする等、実効ある取組を促進する。
- (4) 船員の働き方改革を実現するため、令和4年4月より、船舶所有者に対し船員の健康状態の把握を含む船員の労務管理を行う労務管理責任者の選任や船員の労働時間の状況の把握等が義務付けられ、また、令和5年4月からは、船員の健康確保のための産業医制度の導入、健康検査項目の見直し、過重労働対策の制度化及びメンタルヘルス対策の制度化がされたところ、これらの制度が遵守されるよう、周知を図る。
- (5) 上記(4)のとおり船員の健康確保のための制度が施行されたことを踏まえ、船舶所有者を対象に、全国健康保険協会が実施している「船員の健康づくり宣

言」の周知及び積極的な活用を促進する等により、船員の健康確保に対する意識の向上を図る。

4. 船員災害防止大会、講習会、講演会等の開催

(1) 船員災害防止大会の開催

- ① 船員災害防止協会は船員災害防止大会を開催する。開催に当たっては、家族ぐるみでの参加や、出席者参加型の双方向フォーラム形式での意見交換とする等創意工夫を行う。

また、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰及び船員安全・労働環境取組大賞（略称 SSS：トリプルエス）受賞者によるプレゼンテーションを行う。

- ② 地方運輸局は、大会において船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定証の伝達を行うことにより、船員の労働災害防止に向けた船舶所有者の自主的な取組を推進する。

- ③ 船員が乗船中等の理由で大会に出席できない場合は、船舶所有者、船舶所有者の団体及び他の船員関係者は、得られた情報を積極的に船員に周知するよう努める。

(2) 講演会等の開催

- ① 協賛者は、安全衛生に関する学識経験者、地方運輸局長が指定した医師、関係団体等の協力を得て安全衛生に関する講演会、講習会等を開催する。

- ② 講演会等の開催に当たっては、死亡・行方不明率の高い海中転落防止のため作業用救命衣の着用、墜落制止用器具の使用の励行について重点を置き、WIB講習会等により個人の安全意識の向上を図る。

また、開催地域における船員災害の実情等を勘案しつつ、危険物、有害物による災害防止対策、酸素欠乏による災害防止対策、生活習慣病の知識と予防対策、ハラスマントの防止、メンタルヘルスの確保、「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）、感染症や食中毒の予防対策、SASに対する健康管理対策、騒音、振動障害の防止対策、並びにその他必要な事柄について実施するよう配慮する。

- ③ 令和5年4月からは船員の健康確保のための制度が施行されたことを踏まえ、船舶所有者を対象に全国健康保険協会が実施する「船員の健康づくり宣言」を周知する。

- ④ 特に、中小船舶所有者及びその船員、また、船員の家族についてもこれら講演会等への積極的な参加を促進する。

- ⑤ 災害多発地域においては、船舶所有者及び関係者との懇談会等を開催し、地域の実態に即した実効ある災害防止対策の推進のための組織の設置等について積極的に指導する。

- ⑥ 協賛者は、関係者の協力を得て、生存に必要な知識、技能に関する生存対策講習会等を開催し、船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。特に、

膨脹式救命いかだの展脹等救命設備の取扱いに係る実技訓練の実施及び衛星 E P I R B (非常用位置指示無線標識)、S A R T (レーダートランスポンダ) 等無線救命設備の適切な使用方法、救命胴衣の着用等についての教育・訓練に努める。

- (7) A E D (自動体外式除細動器)などの各種講習会や船員災害防止協会が主催する高年齢船員向け安全講習会、メンタルヘルスケアの講習会等を活用し指導啓発活動を推進する。

(3) 保護具等の展示会の開催

協賛者は、関係団体、メーカー、代理店等の協力を得て船員災害防止大会会場周辺、通船待合所等において、安全衛生保護具、作業用救命衣、墜落制止用器具（ハーネス型）、保護面、検知器具、水質検査器具等の展示会を開催し、取扱方法の実演や、船種や作業形態に応じた保護具等の相談ができる体制を整える等により船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。

5. 医療関係機関等との連携等

- (1) 協賛者は、(公社)日本海員掖済会、(一財)船員保険会、(独)地域医療機能推進機構、地方運輸局長が指定した医師等の協力を得て、特定日を設けて当該病院、診療所その他船員が利用するのに便利な場所に臨時の無料健康相談所を開設する。

開設に当たっては、船員が有効に活用できるよう事前に趣旨、場所、日時等について周知徹底を図る。

- (2) 健康相談等に当たっては、生活習慣病及びメタボリックシンドロームを中心とした疾病予防対策として、医療関係機関等又は市町村（健康管理担当課）の協力を得て、栄養士等による食生活に関する講習会、健康教育講座等を実施する。

また、S A S の危険性に関する注意喚起、早期の受診・治療の指導、石綿（アスベスト）による健康被害に係る船員健康管理手帳制度の周知を図る。

6. テレビ、ポスター、垂幕等による広報活動

(1) テレビ、新聞等による広報等

- ① 主唱者、協賛者及び協力者は、テレビ、S N S 、ホームページ、新聞、雑誌、自治体の広報誌等を通じて本月間の広報を行う。
- ② 船舶を利用した海上からの活動として、船舶及び船員に対し、直接呼びかけて周知する。
- ③ ファックスだより「船員行政ニュース」、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」等を活用して周知する。

(2) ポスター、安全衛生標語及び実施のしおりの作成配布

- ① 船員災害防止協会は、ポスター、安全衛生標語、実施のしおり及び海中転落

及び高年齢船員の死傷災害・疾病の防止並びに船員の生活習慣病予防等に係る安全・衛生リーフレットを一括作成する。

(2) 協賛者及び協力者は、これらポスター等を船舶所有者及び船舶に広く行き渡るように配布するほか、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他の関係者の目につきやすい場所に掲示する。

(3) 垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示

協賛者及び協力者は、月間の名称、期間等を入れた垂幕、横幕、立看板等を作成し、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲揚、掲示する。

(4) 緑十字旗の掲揚等

協賛者及び協力者は、全船舶に緑十字旗の掲揚を指導する。

また、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用についても指導する。

(5) 家族に対する協力の呼びかけ

協賛者及び協力者は、船員の家族に対し、講習会等を通じて船員の災害防止のための協力を呼びかける。

(6) 安全衛生に関する標語の配布、体験記及び意見の発表等

船員災害防止協会は、募集した安全衛生に関する標語、体験記及び意見の入賞作品を、ホームページや機関誌「船員と災害防止」等において発表する。また、国土交通省は、入賞者等についてファックスだより「船員行政ニュース」で紹介する。

7. 船員災害防止協会の活動

船員災害防止協会は、協賛者とともに、安全衛生に関する訪船指導の実施、船員災害防止大会、講習会及び講演会の開催、ポスター、実施のしおり等の作成配布、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰を行う。

また、船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度や船員安全・労働環境取組大賞（略称S S S：トリプルエス）の周知など船員労働安全衛生月間の中心として主体的・積極的に活動を行う。

8. 船員労働安全衛生月間の諸活動実施状況の取りまとめ等

国土交通省は、月間の実施状況について、協賛者、協力者及び実施者から意見や評価等の報告を求め、その取りまとめを行う。

また、船員災害防止協会は、訪船指導等で明らかとなった船員の安全衛生上の問題点及び改善点等につき関係船舶所有者に指導を行う。